

市民参加実施予定シート

担当課： 予防課

予定
令和8年4月1日時点

(1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	市が考える 市民等への影響	<メリット> 新たに簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めることにより、火災の防止に資する。 <デメリット> 特になし
正式名称	流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定		
概要	近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されているサウナとは異なりテントやバレル（木樽）に放熱設備を設置する事例が増加している。このような状況を受け上位法令の一部が改正され「簡易サウナ設備」が追加されたことから、本市においても流山市火災予防条例の一部改正し簡易サウナの位置、構造及び管理の基準を定めたものである。 また、令和6年1月1日に発生した所謂「令和6年能登半島地震」での大規模火災を背景に、電気火災対策として「感震ブレーカー」を普及促進すべきであると考え、一部改正したものである。	上位計画の有無	有（国）

(2) 市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input checked="" type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	令和7年11月12日付け消防予第444号「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」が消防庁次長から発出され、施行期日が令和8年3月31日に定められていたため。	
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）					
	実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項 左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数 実施					

(4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和○年度		令和○年度											令和○年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

(5) 当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由